

各種給付金・協力金の申請

埼玉県感染防止対策協力金 第16期 1月21日～2月13日

オミクロン感染急拡大に伴い、埼玉県は再度飲食店に対し、酒類提供制限と時短営業を要請しました。基本は酒類提供自粛、営業時間は午後8時まで、同一グループ・1テーブル4人までとしました。ただし、「ワクチン・検査パッケージ」を県に登録し、来店客にワクチン接種証明あるいはPCR検査陰性証明の確認をすることによって、要請内容が緩和され、酒類提供は午後8時30分まで、営業時間は午後9時まで、人数制限なしが可能となります。要請内容に応じた営業時間等を明記し、店頭に掲示します。途中で要請内容の変更はできませんので、ご注意ください。

協力金は「酒類提供なし午後8時まで」または「休業」が1日3万円～、「ワクチン・検査パッケージ適用、酒類提供あり、午後9時まで」が1日2万5千円～になります（最低額、1日の売上高金額による）。

酒類提供する場合は、速やかに「ワクチン・検査パッケージ」登録を行う必要があります。スタート時点で登録していなくても可（2月13日までに登録すればよい）。ステッカーが送付されますので、店頭に掲示します。また、従来のQRコード、安心宣言ポスター、県の安心宣言プラスステッカーを掲示することが条件となっています。協力金の申請開始は2月14日からです。感染が急拡大しています。感染防止対策を徹底しましょう。

経済産業省 事業復活支援金 更新!

新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月（対象月）の売上高が2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月（基準月）の売上高と比較して50%以上または30%～50%減少した事業者に、法人（売上1億円以下）最大100万円、個人事業者最大50万円を支給します。

申請に当たっては、商工会議所、金融機関、税理士などによる事前確認機関の審査を受けなければなりません。ただし、一時支援金・月次支援金を受けた方は事前確認を省略できます。毎月の売上額がわかる帳簿が必要です。支給額は最大値であり、売上額に応じて決まりますのでご注意ください。

申請書類は確定申告書（2～3年分）、対象月と基準月の売上台帳、基準月の売上に係る請求書・領収書および入金確認できる通帳の写しなど。申請開始は1月31日の週としています。

蕨市新型コロナ感染対策支援事業補助金 最大5万円

蕨市内に店舗等を有する小規模事業者に対し、感染防止対策にかかった経費の一部を補助します（最大5万円）。

補助対象は感染対策（空気清浄機、二酸化炭素測定器、マスク、消毒用アルコール等の備品および消耗品の購入）に係る経費で、国や県等の補助を受けていないもの。領収書の日付が令和3年9月1日以降の購入分が対象になります。申請には領収書や明細書の写しが必要です。確定申告書（収支内訳書）等が必要ですが、昨年度蕨市の事業応援金等を受けた方は申請書類の省略が可能です。申請は書類郵送で行います。申請書はホームページからダウンロードできます（民商にもあります）。申請期間は1月4日～2月28日（消印有効）。

草加市独自緊急経済対策 月次支援金受給者に一時支援金10万円

4月から8月までのいずれかの月において、国の月次支援金を受給している酒類販売事業者以外の事業者に対し、一律10万円を支給します。申請期間は1月31日まで。